

### 犯罪被害者等への 支援体制の整備を

三島市犯罪被害者等支援条例が2月定例会初日に総務委員会に付託され、2月17日に審査を行いました。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等への支援を推進し、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、支援に関する基本理念や施策の基本となる事項について定めようとするものです。

(令和4年4月1日から施行)

#### 【修正案の提出】

原案に対する修正案が委員から提出されました。犯罪被害者等へ居住の支援を行う上で、他条例の規定と矛盾しないよう、条文を加えようとするものです。

修正案および原案についてはこちらをご覧ください。



#### 主な質疑

**質疑** 第5条の市民等の責務について、二次的被害という意味でうわさや誹謗中傷、風評被害がSNSで拡散することもあり、その対策として第11条の市民への理解促進が大事だと思うが、考えはどうか

**答弁** 市の責務として二次的被害を防ぐことは重視すべきと承知している。警察からも、報道や、近隣の風評被害に悩まされたりする例を聞いている。

一過性ではなく、年間を通じて周知していき、また民生委員、児童委員や、人権擁護委員にも協力いただき、伝えていきたい。

#### 【審査の結果】

委員会での採決の結果、全員一致により修正案は可決されました。また、修正部分を除く原案について、全員一致により可決となりました。

2月定例会最終日に行った採決でも全員一致により修正案可決、修正部分を除く原案についても可決となりました。

## 福祉教育委員会 3月2・3日

### スポーツタウンみしまネットワーク推進業務委託に係る新規事業

**Q** スポーツタウンみしまネットワーク推進業務委託に係る新規事業についてみしまタニタ健康くらぶとの違いは何か。

**A** 当事業は、令和3年11月に日本最大のランニングサイトを運営するアールビーズと包括連携協定を結び、全国初のモデルケースとして、三島市内各所の公共施設・民間施設にインターネット接続されたデジタルサイネージ（電子看板）を設置し、アールビーズが持つ市や民間のスポーツ情報や、市民から集めた情報などを広く伝えることにより市民のスポーツに関する意識を高めていくことを目的とした事業である。

スマートフォンなどの普及により、便利になっていく一方で、高齢の方など、紙ベースでない情報を届けることができなかった層にも、デジタルサイネージによって情報共有することができることになり、タニタの活動量計とは異なるものである。

### 出産祝い金事業

**Q** 当事業は出産に伴い、第1子に1万円、第2子に5万円、第3子以降に15万円を、お祝いとして支給するものであるが、今後継続して行う考えなのか。また、2,800万円の算出根拠は何か。

**A** 継続して行っていく考えであり、算出根拠としては、年間の出生者数を600人から650人程度と見込んで計算している。

## 経済建設委員会 2月28日・3月1日

### 三島駅南口東街区再開発事業

**Q** 三島駅南口東街区再開発事業に伴う「市街地再開発事業費補助金」について、補助金の内訳、支払いの時期、支払先となる組合の設立のスケジュール等はどうなっているのか。

**A** 全体で3億980万円の補助金の内訳は、地盤調査について300万円、実施設計について2億6,062万円、権利変換計画作成費について4,618万円で、支払いの時期は、業務完了の確認後になる。組合の設立については、2月1日に市から県へ組合設立認可申請書類を進達し、2月10日に県の担当課に書類が到達したと伺っており、現在審査中である。

### 三嶋大祭り補助金

**Q** 「三嶋大祭り補助金」は前年と比べて1,500万円の大幅な増額だが、増額分の使途は何か。また、過去2年間、大祭りが中止になっていたことから、増額分についてしゃぎりなどの伝統文化の継承のためのものが含まれるのか。

**A** 現状の案としては、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」関連の物産展や頼朝公旗揚げ行列の底上げで約400万円、デジタルを中心とした発信事業、大通りの放送設備の強化、ウェブ広告等で850万円、また、コロナ対策や熱中症対策にかかる費用として250万円ほどを考えている。大祭りにおける伝統文化の継承については、特に重要と考えているため、今後、増額分の使途については、このことも含めて実行委員会と協議していくことになると考えている。

## 予算審査

各常任委員会において、所管する各分野について詳しく審査しました

## 総務委員会 3月4・7日

### 太陽光発電設備導入ポテンシャル調査業務委託

**Q** 民間活力の活用も検討しているのか。また、調査対象はどのような施設か。

**A** 調査をする中で、民間活力は当然導入していきたい。屋根貸しする方法と、自ら設置して自己消費を図る方法があるが、どちらがよいのか、この調査で検討していく。国の補助制度や、民間活力を活用し、初期費用等を抑えられるPPAという仕組みや、それに関連する補助制度もあり、活用することを考えている。調査は、小・中学校等の屋根や、駐車場におけるカーポート型での設置等を対象に行っていく予定である。屋根の設置については建築基準法の基準を精査して対応していきたい。

### 新庁舎建設事業

**Q** 基本構想で具体的にどのような内容を検討していくのか。また、おおよそのスケジュールの見直しは。

**A** 基本構想の内容についてはどのような庁舎を作るかという基本理念と、規模、建設場所、事業費、スケジュールなどについて決めていく。令和4年度から基本構想に着手し、令和5年度まで2年かけて作り、終わり次第、基本計画策定に移る。令和7年度に基本設計、令和8年度、9年度で実施設計を組み、令和10年度から建設工事を開始し、供用開始は令和13年4月1日、市制90周年に当たる年になる予定である。